

臨床研修医募集定員の決定方法について

資料1

【2020年度に研修を開始する研修医から適用】

□ 厚労省からの通知事項

010712

【大阪府の上限数設定】

・ 上限数の削減

2019年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計：654人《+12人》

⇒ 2020年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限（案）：637人《▲17人》

・ 都道府県調整枠

厚労省が設定する『大阪府の仮上限で按分した募集定員（552人）』と

『大阪府の上限数（637人）』との差分（85人）は、大阪府による調整が可能

【各都道府県募集定員の上限算出方法の見直し】

・ 募集定員の倍率

1.12倍 ⇒ 1.10倍

・ 上限の算出方法

2019年度研修開始分向けに都道府県が配りきれなかった上限と募集定員との差（736人）を加えて算出

□ 大阪府ベース値の考え方（案）

【地域枠優先マッチングの導入】

キャリア形成プログラムに同意した地域枠学生等は優先的にマッチングを受ける制度

- ・ 地域枠学生等と臨床研修病院は1次マッチング開始前に面接等を実施できる
- ・ 面接等の結果を踏まえて府に申請のあった臨床研修病院に募集定員を定数化して加算する

【算定の考え方】

① 大阪府の上限値

(大阪府の募集定員総数) - 2名 × (小児科・産科PG数) - (優先マッチング調整枠)

② 大阪府の上限値を『各病院が希望できる定員(※)』で按分

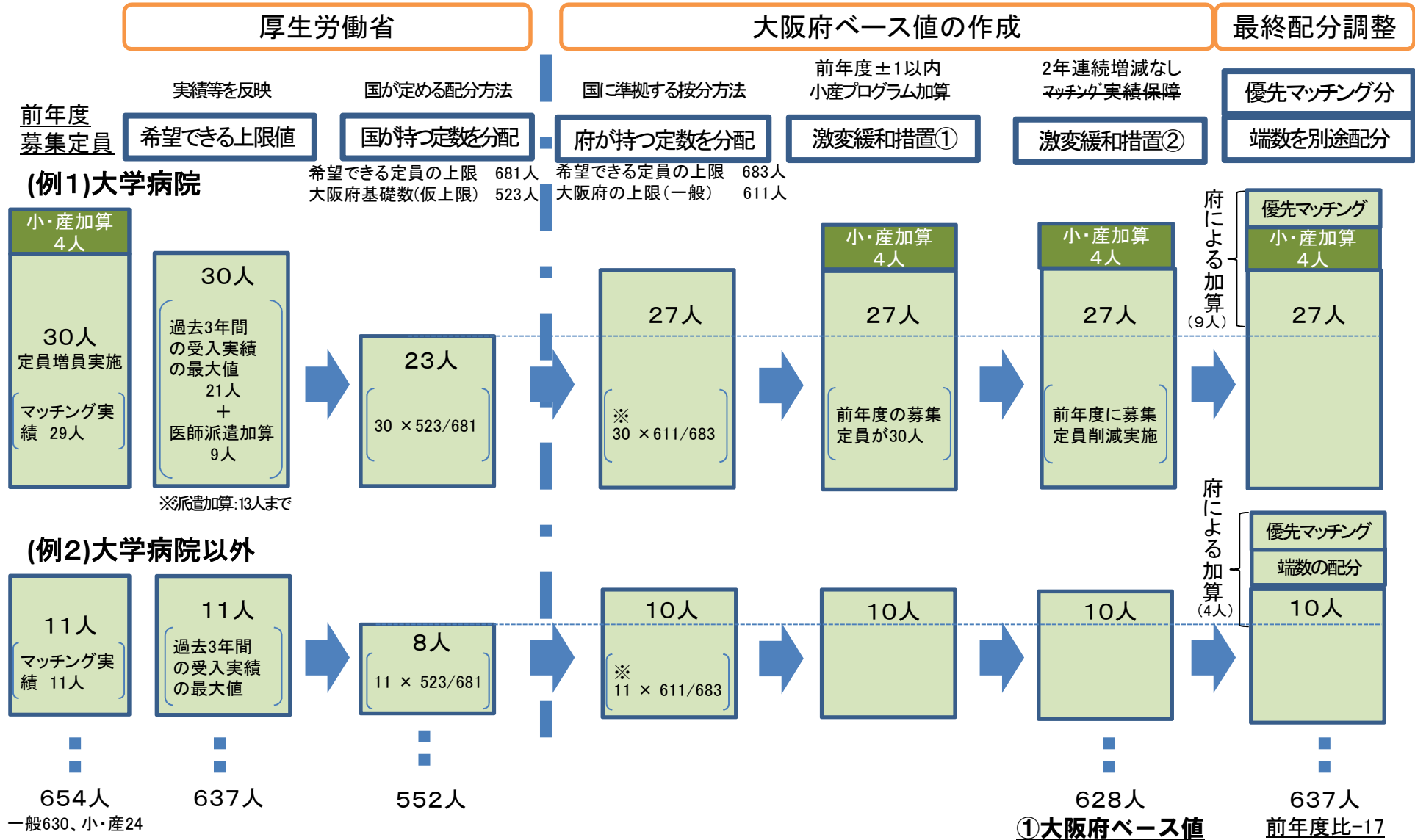
(※)研修医受入実績 (他病院で中断をした再開者の受け入れ実績を含む。) や医師派遣加算等により設定

③ 大阪府激変緩和措置を考慮して大阪府ベース値を算定

【留意点】

- ・ 原則、5月31日までに優先的な受け入れを調整できた分を別枠で定数化する。

各研修病院の募集定員設定方法



【大阪府激変緩和措置】前年度募集定員からの増減は±1人以内とする。
2年連続の増減はしない。

大阪府の上限数が前年度より増加する場合は、前年度マッチング実績を保障

【小児科・産科プログラム特例加算】: 前年度に当該加算を受けている病院のプログラムを継続

【最終配分調整】①大阪府ベース値と大阪府上限の差を調整する。

⇒調整方法: 大阪府医療対策協議会における協議(マッチング実績・指導体制・研修環境などを評価)をふまえ、調整を実施。

※例の場合の最終配分調整: 9名(うち、地域枠2名)

□ スケジュール（予定）

- 5/7 大阪府による『臨床研修医募集定員の決定方法に関する説明会』
- 5月末 厚労省 ⇒ 令和2年度研修 募集定員の情報提供（都道府県・各臨床研修病院）
- 5月中旬 各臨床研修病院で地域枠学生の面接試験等を実施
- 6月下旬 大阪府 ⇒ 各病院へ募集定員（大阪府ベース値）の情報提供
増減員希望の有無・臨床研修プログラム等調査票の回答を依頼
- 7/12 大阪府医療対策協議会
・最終配分調整
- 7月中旬 大阪府 ⇒ 増減員を希望した病院へ定員調整結果の通知
⇒ 厚労省へ調整後の各病院定員の通知
- 7月下旬 厚労省 ⇒ 令和2年度研修 募集定員の決定通知（都道府県・各臨床研修病院）

（8月以降 勤務環境改善支援センターが臨床研修病院の勤務環境を調査・確認）